

提 言

- 1 私たちは、今年 2 月、長崎県のグループホームで 5 人が焼死した痛ましい事故の原因が、未回収のリコール製品・加湿器からの発火であったことに大きな衝撃を受けました。

リコール製品が回収されずに使われ続けている……リコール情報がなぜ消費者に届かなかったのか。私たちは、これらの問題点はどこにあるのかを探り、対策を考えようと、本日「伝わらないリコール情報～TDK 事故からリコール問題を考える～」と題するパネルディスカッションを開催しました。

TDK 株式会社から加湿器問題の経過やリコール対応の状況などを率直に報告していただき、経済産業省、消費者庁からは、リコールに関する行政の対応の現状を報告していただきました。

- 2 これらをもとに意見交換を行いました。リコールはメーカーが自主的に行い監督官庁に報告する、という現行の制度だけでは極めて不十分であり、生命・身体・財産に関わる重大な事故を防止するために対策を強化することが必要です。

- 3 そこで、私たちは、次のような制度上、運用上の改善を図るため、総合的な「リコール法」(仮称)を制定するなどして対応するよう提言するものです。

- (1) 流通業者が保有する顧客情報等を活用することでリコール回収率を高める仕組みを作ること。
- (2) リコールの周知及びリコール製品の回収率を高めるうえでマスコミ報道が大きな役割を果たしていることから、マスコミの一定枠をリコール情報の伝達のために開放すること。
- (3) 事業者の回収努力の励みと消費者への注意喚起に資するリコール回収量、回収率の公表を義務付けること。
- (4) リコール製品の回収率を上げるため、地方自治体の高齢者・福祉部門、見回りネットワーク等が活用できるよう、地方自治体の役割・責務を明確にすること。

- 4 消費者庁、経済産業省、国会議員など関係者のみなさんが、この提言を真摯に受け止め、未回収リコール製品の事故により国民の生命、身体、財産が危険にさらされることのないよう早急に取り組むことを期待します。

2013 年 7 月 1 日
PL オンブズ会議